

地域密着型介護サービス事業所の指定更新について

介護保険事業所は基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。指定を受けている介護サービス事業者は指定有効期限を迎える際に指定の更新をうけなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。

この度、下記のとおり市内の地域密着型サービス事業所から「指定更新」申請書が提出されましたので報告します。

【指定更新申請書提出事業所】

1 とことこひだまり24

サービスの種類：定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険事業所番号：2395000066

所在地：長久手市下山50番地1

当初指定年月日：平成26年3月31日

指定期間：令和2年3月31日から令和8年3月30日まで

2 グループホーム嬉楽家

サービスの種類：(介護予防)認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号：2375000078

所在地：長久手市前熊下田155番地

当初指定年月日：平成11年8月31日

指定期間：令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

3 社会福祉法人千寿会長久手さつきの家

サービスの種類：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

所在地：長久手市岩作色金21番地1

当初指定年月日：平成26年4月18日

指定期間：令和2年4月18日から令和8年4月17日まで

4 ハートフルハウス グループホーム「よろこんぶ」

サービスの種類：(介護予防)認知症対応型共同生活介護

所在地：長久手市宮脇807番地

当初指定年月日：平成14年4月30日

指定期間：令和2年4月30日から令和8年4月29日まで